

令和二年  
十一月

# 大分県報目録

（第一五四号から第一六一号まで）

番号	件名	発行日	県報番号
<b>○条例</b>			
四三	職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例	三〇	号外（九三）
<b>○規則</b>			
六七	大分県家畜改良増殖法施行細則の一部改正	二七	一六一
六八	繁殖育成センター基礎雌牛貸付規則の一部改正	〃	〃
六九	肥料取締法施行細則の一部改正	三〇	号外（九五）
<b>○人事委規則</b>			
一〇	期末手当及び勤勉手当に関する規則の一部改正	〃	号外（九四）
<b>○企業局管理規程</b>			
八	大分県企業局に勤務する職員の給与に関する規程の一部改正	〃	〃
<b>○病院局管理規程</b>			
一一	大分県病院局職員の給与に関する規程の一部改正	〃	〃
一二	大分県病院局職員の期末手当及び勤勉手当支給規程の一部改正	〃	〃
<b>○告示</b>			
六一五	救急病院等の認定	四	一五四
六一六	道路区域の変更	〃	〃
六一七	道路の供用開始	〃	〃
六一八	生活保護法等による医療機関の指定	六	一五五
六一九	生活保護法等による指定医療機関の廃止	〃	〃
六二〇	土地改良区の定款変更認可	〃	〃
六二一	指定漁船調査の縦覧	〃	〃
六二二	〃	〃	〃
六二三	道路区域の変更	〃	〃
六二四	〃	〃	〃
六二五	道路の供用開始	〃	〃
六二六	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	〃	〃

六二七	中津都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧	〃	〃	六四九	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除	〃	〃
六二八	津久見都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧	〃	〃	六五〇	林業種苗法による生産事業者の登録	一七	一五八
六二九	竹田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧	〃	〃	六五一	〃	〃	〃
六三〇	杵築都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧	〃	〃	六五二	道路区域の変更	〃	〃
六三一	三重都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧	〃	〃	六五三	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	〃	〃
六三二	建築基準法による道路位置の指定	〃	〃	六五四	令和二年第四回大分県議会定例会の招集	一八	号外(八九)
六三三	大規模小売店舗に関する届出事項の変更の届出	一〇	一五六	六五五	瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	二〇	一五九
六三四	道路区域の変更	〃	〃	六五六	港湾法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定	〃	〃
六三五	〃	〃	〃	六五七	日田市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧	〃	〃
六三六	道路の供用開始	〃	〃	六五八	豊後高田都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧	〃	〃
六三七	津久見都市計画臨港地区の変更案の縦覧	〃	〃	六五九	宇佐都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の変更案の縦覧	〃	〃
六三八	漁港漁場整備法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定	〃	号外(八八)	六六〇	大規模小売店舗に関する意見	二四	一六〇
六三九	大分県漁港管理条例による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定	〃	〃	六六一	〃	〃	〃
六四〇	瀬戸内海環境保全特別措置法による特定施設の設置許可申請	二三	一五七	六六二	漁港漁場整備法による放置等禁止区域及び放置等禁止物件の指定	〃	〃
六四一	〃	〃	〃	六六三	〃	〃	〃
六四七	指定予定保安林(七件)	〃	〃	六六四	大分県漁港管理条例による甲種漁港施設の使用に当たり知事の許可を受けなければならない施設の指定	〃	〃
六四八	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	〃	〃	六六五	〃	〃	〃
				六六六	道路区域の変更	〃	〃
				六六七	公有水面埋立ての免許	二七	一六一

六六八	公有水面埋立工事のしゅん功認可	〃	〃
六六九	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定	〃	〃
六七〇	土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除	〃	〃
六七一	瀬戸内海漁業取締規則による漁業の地方名称を定める告示の一部改正	三〇	号外(九六)

○教育委告示

一六	博物館の登録	一〇	一五六
一七	令和三年度大分県立学校実習助手採用選考試験実施要項	一三	一五七

○選管委告示

三一	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)についてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	一七	一五八
三二	大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙の執行	二七	号外(九〇)
三三	大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙に用いる投票用紙の様式	〃	〃
三四	大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒等に押すべき印	〃	〃

三五	大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙に用いる不在者投票用封筒に押すべき印の押印の方法	〃	〃
三六	大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙において選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償の最高額等	〃	〃

三七	大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における政治活動用ポスターの確認の方法	〃	〃
----	--	---	---

三八	大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙運動用ビラに貼る証紙の様式	〃	〃
----	--	---	---

三九	大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙長及び選挙長職務代理者の選任	〃	〃
----	---	---	---

四〇	大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙において選挙長が候補者の届出等に関する事務を行う場所	〃	〃
----	---	---	---

四一	大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙会の場所及び日時	〃	〃
----	-------------------------------------	---	---

四二	大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙公報の掲載文の掲載の順序を定めるくじを行う場所及び日時	〃	〃
----	--	---	---

四三	選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数(その総数が四十万を超え八十万以下の場合)についてはその四十万を超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数、その総数が八十万を超える場合にあつてはその八十万を超える数に八分の一を乗じて得た数と四十万に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)	二七	号外(九二)
----	--	----	--------

四四	大分県議会議員九重町・玖珠町選挙区補欠選挙における選挙運動に関する支出金額の制限額	〃	〃
----	---	---	---

○公安委告示

一〇九 指定講習機関の代表者の氏名変更

六 一五五

○大分海区漁調委告示

一六 大分海区漁業調整委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正

三〇 号外(九六)

○内水面漁管委告示

四 大分県内水面漁場管理委員会公聴会に関する手続規程の一部改正

〃 〃

五 大分県内水面漁場管理委員会意見の聴取に関する手続規程の一部改正

〃 〃

○病院局告示

二 口頭により開示請求することができる個人情報の一部改正

二七 一六一

○訓令 甲

二五 会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正

三〇 号外(九四)

○警察訓令

三七 大分県警察の特別職非常勤職員及び会計年度任用職員の管理に関する規程の一部改正

〃 〃

○企業局訓令

一二 大分県企業局に勤務する職員の期末手当及び奨励手当支給規程の一部改正

〃 〃

○公告

開発行為の完了

四 一五四

落札者等の公示(三件)

六 一五五

県営土地改良事業の工事の完了

一三 一五七

所在不明者に対する保安林指定予定通知の掲示

〃 〃

土地改良区の役員の就退任(四件)

一七 一五八

土地改良区の役員の退任

〃 〃

落札者等の公示

二〇 一五九

契約者等の公示

二七 一六一

土地改良区の役員の就退任(二件)

〃 〃

○監査公表

六六二 監査結果の公表

二七 号外(九二)

○正 誤

令和二年四月一日付け大分県報号外(四六)に記載の大分県病院局管理規程第四号(大分県病院局職員の給与に関する規程の一部を改正する規程)中の訂正 四 一五四

令和二年四月一日付け大分県報号外(四六)に記載の大分県病院局訓令第七号(大分県病院局臨時的任用職員の管理に関する規程の一部を改正する規程)中の訂正 〃 〃

令和二年六月二十六日付け大分県報号外(一一八)に記載の大分県告示第三百八十六号(土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定)中の訂正 一三 一五七

令和二年三月三十一日付け大分県報号外(三五)に記載の大分県教育委員会規則(大分県教育委員会の任命に係る臨時的任用職員の管理に関する規則)中の訂正 二四 一六〇